

暴力団事務所の買取りに関する暴追センターの関与について

大阪弁護士会 民暴委員会委員
共栄法律事務所 弁護士 林 祐 樹

1 はじめに

2020年12月のコラム（「センター訴訟制度を利用した暴力団事務所の使用差止請求が認められました！！」）でもご紹介したとおり、センター訴訟制度を利用した大阪府暴力追放推進センターの申立てにより、三代目織田組事務所の使用差止め仮処分が認められました。

その後、同センターが関与することにより、当該組事務所を買い取った上、組事務所として使用されていた建物を取り壊して第三者に譲渡することにより、再び組事務所が開設される恐れを除去することができました。

2 組事務所の買取りに暴追センターが関与する必要性

組事務所の危険性を除去するためには、暴力団員等から組事務所の所有権を移転させ、再び組事務所として利用させることのないようにすることが有用です。しかしながら、組事務所を買い取ろうとする方（買取希望者）が見つかったとしても、買取希望者としては組事務所の買取りに関する契約と暴力団員等と直接締結する必要がありますが、そのことによって、買取希望者に「暴力団員等と取引をした」といった風評被害が生じたり、あるいは、各地の暴排条例（利益供与の禁止等）に抵触したりする可能性もないとはいい切れず、買取希望者が取引に二の足を踏む可能性がありました。

そのような状況において、暴追センターが組事務所を買い取り、その後に買取希望者等に買い取ることとすれば、上記のような買取希望者の懸念を払拭することができます。

3 組事務所の買取りに暴追センターが関与する場合の問題点への対処

他方で、組事務所の買取りに暴追センターが関与することについては、暴追センターが公益財団法人であることによる公益認定上の問題や、不動産取引に関与することによる宅地建物取引業法上の問題といった諸問題がないわけで

はありませんが、各地の暴追センターは関係各所の協力の下、これらの問題に適切に対処しており、各地で暴追センターが関与した組事務所の買取事例が報告されています。

4 三代目織田組の組事務所の顛末

上記のとおり、三代目織田組の組事務所は大阪府暴力追放推進センターが買い取った後、解体されましたが、2022年7月21日、跡地を東大阪市が購入することが同市より発表されました。

今後も、暴追センターの関与による組事務所の買取事例が増えてくるものと思われます。

以 上

※本内容における意見に関する部分は、執筆者個人によるものです。

※禁転載